

相互関税の概要

	詳細
いつから？	■ <u>米国東部時間4月5日午前0時1分から、実質的に全ての国・地域から輸入されるほぼ全ての品目に一律10%のベースライン関税</u>を課す（既存（4/5より前）の関税率+10%）。 ■ <u>4月9日午前0時1分から、大統領令附属書1（Annex I）に列挙した57カ国・地域に対してはそのベースライン関税を、それぞれ設定した関税率まで引き上げる</u>予定だったが、<u>トランプ大統領が新たに課税対象国を追加したほか、米東部時間8月1日午前0時1分まで引き上げを停止</u>と発表（当初は米東部時間7月9日午前0時1分までとしていたが、停止期間を延長）。一律10%のベースライン関税のみ継続している状況。 ■ 日本の相互関税率は<u>当初24%と設定されていたが、7月7日に25%へ変更された。しかし、7月23日の日米合意で一般税率（MFN税率）を含めて15%と設定することが発表された。</u> ■ 中国には報復合戦を経て<u>4月10日以降、125%が課されていたが、両国協議を経て5月14日以降は当初の34%に引き下げつつ、そのうち10%のみ適用</u>。残り24%の適用は90日間停止（大統領令）
いつまで？	■ 大統領が貿易赤字およびその根底にある非相互的待遇がもたらす脅威が解決、または緩和されたと判断するまで有効。
対象外品目は？	■ <u>カナダまたはメキシコ産品</u>：両国に対しては3月4日以降、不法移民や違法麻薬フェンタニルの流入を理由とした国際緊急経済権限法（IEEPA）に基づく追加関税※を課しているため、相互関税は適用されない。※8月1日より関税率が引き上げられる予定。 ■ <u>1962年通商拡大法232条</u>に基づいて追加関税の対象となっている<u>鉄鋼・アルミニウム製品、自動車・同部品</u> ■ 将来232条関税の対象となる可能性のある全ての品目 ■ 大統領令附属書2に列挙されている<u>銅、医薬品、半導体、木材製品、重要鉱物、エネルギーおよび関連製品</u>など ※4月5日に遡及して<u>スマホ等</u>を対象外に追加（ビジネス短信） ■ 寄付品など ■ 出版物などの情報資料 ■ ベラルーシ、キューバ、北朝鮮、ロシアの産品 ■ 相互関税の発動日である4月5日より前に船積みされ、5月27日午前0時1分より前に米国で通関された品目

相互関税の対象は約60力国・地域に

- 引き上げ後の相互関税率の適用は、米東部8月1日午前0時1分まで停止。一律10%のベースライン関税は継続中。
- 下表で黄色掛けしているのは、当初設定された相互関税率からの変更・追加が発表された国々。
- **日本の相互関税率は、7月23日の日米合意で、一般税率（MFN税率）を含めて15%となると発表された。**（注）

米政府から発表されている58力国・地域に対する関税率

国・地域	相互関税率
アルジェリア	30%
アンゴラ	32%
バングラデシュ	37→35%
ボスニア・ヘルツェゴビナ	35→30%
ボツワナ	37%
ブルネイ	24→25%
ブラジル	50%
カンボジア	49→36%
カメルーン	11%
チャド	13%
中国	125→34%
コートジボワール	21%
コンゴ民主共和国	11%
赤道ギニア	13%
欧州連合（EU）	20→30%
フオークランド諸島	41%
フィジー	32%
ガイアナ	38%
インド	26%
インドネシア	32→19%

国・地域	相互関税率
イラク	39→30%
イスラエル	17%
日本（注）	24→15%
ヨルダン	20%
カザフスタン	27→25%
ラオス	48→40%
レソト	50%
リビア	31→30%
リヒテンシュタイン	37%
マダガスカル	47%
マラウイ	17%
マレーシア	24→25%
モーリシャス	40%
モルドバ	31→25%
モザンビーク	16%
ミャンマー	44→40%
ナミビア	21%
ナウル	30%
ニカラグア	18%
ナイジェリア	14%

国・地域	相互関税率
北マケドニア共和国	33%
ノルウェー	15%
パキスタン	29%
フィリピン	17→19%
セルビア	37→35%
南アフリカ共和国	30%
韓国	25%
スリランカ	44→30%
スイス	31%
シリア	41%
台湾	32%
タイ	36%
チュニジア	28→25%
バヌアツ共和国	22%
ベネズエラ	15%
ベトナム	46%
ザンビア	17%
ジンバブエ	18%

（注）日本については、MFN税率が15%以上の品目には、相互関税は適用されない。
（出所）米国政府公開資料（[大統領令](#)のAnnex Iなど）、2025年7月25日時点